

国連人種差別撤廃委 日本への勧告は盛りだくさん

8月16日と17日、国連人種差別撤廃委員会は人種差別撤廃条約の実施状況に関する日本報告審査を開催しました。委員会は人種差別撤廃条約の履行状況を国別に包括的に調査する定期審査をもとに総括所見（「最終見解」）をまとめ、改善を求めて勧告します。

日本は1995年に締約国になりました。以降、2001年、2010年、2014年につづいて4回目です。

委員会は今年5月に、日本政府に事前の質問リストを送っています。①ヘイトスピーチ、②アイヌ民族、③技能実習制度、④人身取引、⑤「慰安婦」問題の5点です。

日本のNGO団体などは、非政府の立場から委員会に事前に包括的なレポートを提出しました。委員会には審査会開催の2日前にそれらの団体から報告を聞き、実態を掌握したうえで審査に臨みました。

審査会で日本政府は、2014年からこれまでの人種差別撤廃のための取り組みを報告、ついで質問リストについて回答をしました。それをふまえて各委員から質疑や意見がだされ、日本政府が回答しました。

委員会は、最終日の8月30日に日本政府への勧告などを含む総括所見を採択しました。審査会の様子は、傍聴した民間団体の方たちが議事録に似たものを作成してインターネットで公開しています。それを踏まえてヘイトスピーチの問題を中心に報告します。

ヘイトスピーチ解消には包括的差別禁止法の制定が必要

ヘイトスピーチ対策について、委員会は前回2014年に法規制を勧告しました。

日本政府の報告です。

2016年に施行されたヘイトスピーチ解消法に基づいて、意識啓発と被害者へのカウンセリングを通してヘイトスピーチやそれに関する行動の解消に取り組んでいく。

ヘイトスピーチ解消法の施行にともない、法務省の人権擁護局は人権相談のために提供する外国語の数を増やした。メディアやインターネットでのヘイトスピーチに対し一般市民への意識啓発を行っている。

ヘイトスピーチの被害者はヘイトスピーチ・ホットラインを通して被害を報告し、支援を受ける制度が整っている。被害者は法務省の人権擁護局を通して支援を受けることができ、これを通じてヘイト投稿の削除を要求できる。2017年度はこのシステムを通して568件の削除要求があった。

委員会からの意見・質問です。

日本の国内法はヘイトスピーチを犯罪として規定していないようだが、どうか？ 特定集団に対するヘイトスピーチは犯罪とされていないのか？

ヘイトスピーチ解消法は日本におけるマイノリティ保護において非常に不十分。そのため、包括的差別禁止法の制定が必要。ヘイトスピーチを行った公人は罰せられ、可能であれば免職されるべきである。

ヘイトデモが増加し続けていることを懸念。公教育においてマイノリティや先住民族による社会の貢献が正しく教えられているか？ メディアへのマイノリティや先住民族の参加はどうなっているか？

ヘイトスピーチ解消法は加害の調査等に関する規定がなく、ヘイトスピーチの根絶において不十分。ヘイトスピーチとヘイトクライムの加害者の調査訴追と被害者への保障に関して具体的かつ効果的な措置はあるか？

インターネットにおけるヘイトスピーチを取り締まる効果的な措置はあるか？ なぜヘイトスピーチ解消法は外国にルーツを持つ人びとだけ対象としているのか？ パリ原則に従った国内人権機関を設置する意思はあるか？

法務省のポスターに『ヘイトスピーチ許さない』とあるが、具体的にどのように許さないのかははっきりしない。人種差別撤廃条約4条が実施されたケースなどの具体的な情報を求める。

日本政府の回答です。

撤廃条約で差別的言動を法律で処罰すべき犯罪としている条文の適用について留保している。理由は、罰則導入は表現の自由を保障する憲法規定に抵触しかねず、ヘイトスピーチ対策法が罰則のない理念法になったのは国会の議論の結果としており、差別的言動には名誉毀損や業務妨害などの刑法犯が成立する。

人種差別は憲法で禁止されており、労働基準法などの各関係法令で人種差別が禁止されているため、包括的差別禁止法の制定は必要ない。

ヘイトスピーチ解消法が本邦外出身者に限られている指摘について、政府は誰に対するヘイトスピーチも許されないと立場である。解消法には処罰規定がないが、理念法として取り組んでいく。

ヘイトスピーチも名誉毀損罪や侮辱罪、脅迫罪、強要罪として処罰が可能である。

出された勧告です。

16年に日本が対策法を施行したことを歓迎しつつも、なくなる現状を懸念。対策が限定的で不十分。法を改正して救済対象を外国出身者以外にも広げること。

集会やデモでのヘイトスピーチや暴力をあおる発言を禁止し、インターネット上でのヘイトスピーチに対しても効果のある対策を取ること。

司法部門で差別犯罪の捜査や処罰について研修を行うこと。

最終見解公表後の記者会見で、対日審査を担当したマルク・ボスト委員は対策法について「被害者をはっきり特定できない場合に適用できないなど不十分」と指摘しました。

日本政府は「人種差別は憲法で禁止されており、労働基準法などの各関係法令で人種差別が禁止されている」といいます。しかし憲法で保障されている表現の自由を盾に人権侵害を容認しています。表現の自由は人権・人格権保護・尊重に優先して保障されなければならないのでしょうか。

被害が減少していない実態は、政府は形式的対策だけで放置しているからです。

『慰安婦』問題は金銭ですでに解決した』

「慰安婦」問題についてです。

日本政府の報告です。

慰安婦問題は人種差別撤廃条約の管轄には入らないという見解である。しかしながら日本政府は慰安婦に対し謝罪文書を首相から送り、被害者に慰謝料を支払った。アジア女性基金を作り、慰安婦プロジェクトを通して被害者の保護にあたってきた。2015年に日本と韓国政府は慰安婦問題に最終的に合意している。

委員会からだされた意見・質問です。

前回2014年のフォローアップ勧告の実施に関する政府の報告書は1年遅れて提出された。また、フォローアップ勧告であった部落差別および「慰安婦」問題に関して政府報告書はまったく言及していない。

「慰安婦」問題に関し、被害者は継続的な苦しみを被っており、歴史の否定は看過できない。公人は「慰安婦」問題の政府責任を軽視する発言をすべきではない。

「慰安婦」問題に関し、政府は謝罪と賠償をすべきである。日韓合意は適切でない。政府は被害者と協力して彼女らの人権回復に努めるべき。

「慰安婦」問題に関し、被害者は朝鮮半島だけでなくアジア各国やヨーロッパにもいる。歴史の否定による被害者の尊厳を傷つけることはされるべきではない。

日本政府の回答です。

慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけたということで国民的議論を尽くした結果がアジア女性基金の設立にいたった。現実的な救済を図るために償い金としての措置を取り、現職の首相が元慰安婦1人1人に手紙を送っている。対象は韓国、フィリピン、台湾の人も含む。インドネシア、オランダにも財政支援を実施している。アジア女性基金は韓国国内で批判や圧力を受けたにも関わらず、61名の元慰安婦を救済し、その方たちから謝礼も受け取っている。日韓合意については両国政府が多大な外交努力の結果到達したものであり、国際的にも評価されたものである。元慰安婦47名のうち36名が賛同して

いる。

慰安婦問題について否定、また事実を歪曲すると言われているが日本政府は慰安婦問題を否定してはいない。しかしながら、一部に不正確な情報があるのではないかという点も否めないで、客観的な史実を知ってもらいたい。

委員会の勧告です。

15年12月の日韓合意といった解決努力を評価しつつも、「被害者を中心におくアプローチが十分でなかった」との認識をしめし、元慰安婦が納得するような慰安婦問題の「恒久的な解決」を。

日本政府の慰安婦問題への解決姿勢はしぶしぶの金銭解決です。それでは名誉も尊厳も回復しません。

これらの勧告にたいし、日本政府は30日、国連の人種差別撤廃国連人権高等弁務官事務所に「遺憾の意」を申し入れました。残念ながら勧告には強制力はありません。

日本政府は人権感覚がない

指摘された人権無視の事項が多すぎます。しかし日本政府はうそをついて騙そうとしたり、さらに国会や裁判所のせいにします。そこには人権を侵害されている者たち・被害者の痛みを知ろうという姿勢がありません。これが日本政府の人権感覚です。

日本政府には、人権は政府の支配管理・秩序維持に従属するものという基本的認識が存在します。おとなしく統制に従うなら保護するが、そうでない者は排除します。その姿勢は排外主義を醸し出して煽ります。それをまた政府は利用しています。

この認識は職場のいじめ・ラスメント問題への取り組み、ILOへの報告の姿勢と同じです。労働者の人格権や尊厳、名誉に使用者の管理・支配が優先させます。労働者の主張や苦痛は問題にされません。

労働者と労働組合は、共同・共生の秩序を作り出し、自らの力で人権、尊厳を守り、拡大させていく必要があります。その力を結集し、日本政府の政策を転換させると同時に社会をかえていかなければなりません。

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター